

議案第12号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成26年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第12号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000

第9条第2項中「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第3条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号。以下「給与条例」という。）

附則第11項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（給与条

例第7条第1項に規定する再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上の必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条の規定による給料を支給される職員に関する愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年愛西市条例第8号)第7条第4項の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年愛西市条例第12号)附則第3条の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第5条 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条の2 第2項	100分の6	100分の6を超えない範囲で市長が規則で定める割合
第15条の2 第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。